

社会福祉法人 三幸福社会

指定居宅介護支援事業

清華苑ケアガイドステーション（Ⅲ）

運 営 規 程

目 次

頁

第 1 条	事業の目的	1
第 2 条	運 営 の 方 針	1
第 3 条	事業所の名称等	1
第 4 条	職員の種類、員数、及び職務内容	2
第 5 条	営業日および営業時間	2
第 6 条	居宅介護支援の提供方法及び手順	2
第 7 条	通常の事業の範囲	4
第 8 条	虐待防止に関する事項	4
第 9 条	その他運営に関する留意事項	4
附 則		4

社会福祉法人 三幸福社会

指定居宅介護支援事業

清華苑ケアガイドステーションⅢ

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 三幸福社会が設置運営する指定居宅介護支援事業 **清華苑ケアガイドステーションⅢ**（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」）の適正な管理運営に関する事項を定める。この事業の目的は、要介護状態にある利用者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境および要介護者とその家族の希望等を勘案して、利用する介護サービスの種類およびその内容（適切な保険医療サービスおよび福祉サービス等）のサービス計画および居宅サービス計画を作成する。更にそのサービス計画に基づき、各種サービスの提供が確保されるよう、各事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。また要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への照会等の便宜の提供を行うものとする。

(運営の方針)

- 第2条** 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、生活全般にわたる支援を行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービスが、多様な業者から、総合的にかつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、在宅介護支援センター、その他居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
 - 5 上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準(厚生省令第38号、(平成11年3月31日付))第13条の具体的取扱方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称および所在地

- (1) 名 称 : 清華苑ケアガイドステーションⅢ
- (2) 所 在 地 : 明石市大久保町駅前2丁目12番地の6

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 : 1名 (常勤兼務)

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業運営が行われるよう統括する。

(2) 介護支援専門員 : 指定基準で定められた人員以上

介護支援専門員は、要介護者等から依頼および相談を受けて、その心身の状況、その置かれている環境および要介護者とその家族の希望等を勘案して、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用出来るよう、サービスの種類およびその内容等の計画を作成する。作成されたサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者および介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 : 通常 月曜日から土曜日までとする。

但し 国民の休日および12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 : 平日 : 午前9時から午後5時までとする。

土曜日 : 午前9時から午前12時までとする。

休日および夜間 : 営業時間外の相談受付等は、転送電話にて受け付け、休日および夜間の電話相談は、後日介護支援専門員が支援相談するものとする。

(居宅介護支援の提供方法および手順)

第6条 居宅介護支援の提供方法および手順は下記の通りとする。

① (課題の把握)

担当の介護支援職員は、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、利用者についてその能力、置かれている環境等を評価して、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活が営まれるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。

② (サービス選択のための情報提供)

当該地区における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容等について適正な情報を利用者および家族に提供し、利用者の選択を求める。

③ (居宅サービス原案の作成)

介護支援専門員は利用者およびその家族の希望並びに利用者について把握された課題に基づき提供されるサービスの目標および達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。

④ (サービス担当者との連絡調整)

介護支援専門員は居宅サービス計画原案に盛り込まれたサービス提供事業所の担当者と連絡を行い、会議・照会・調整等により計画原案について専門的な見地からの意見を求める。

⑤ (利用者の同意)

介護支援専門員は居宅サービス計画原案に盛り込まれた指定居宅サービスが介護保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料について利用者または家族に説明し、文書により利用者の同意を求めることとする。

⑥（サービス実施状況の継続的把握・評価）

介護支援専門員は居宅サービス計画作成後も、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡を行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の見直し、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。

⑦（介護保険施設等への照会等）

介護支援専門員は、利用者が日常生活をその居宅で営むことが困難になったと認めた場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への照会その他便宜の提供を行うものとする。介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から、介護支援専門員に依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行出来るよう居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

⑧（医療との関連）

介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合或いはその他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医の意見を求めるものとする。介護支援専門員は居宅サービス計画に、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービスに係わる主治医の指示がある場合に限るものとする。

⑨利用者の相談を受ける場所：「清華苑ケアガイドステーションⅢの家族相談室」にて行う。

⑩使用する課題分析票の種類：全国社会福祉協議会の「居宅サービス計画ガイドライン」を使用するが担当市町の指示による「他の課題分析票」を使用することが出来る。

⑪サービス担当者会議開催場所：「清華苑ケアガイドステーションⅢの会議室」にて行う。

⑫介護支援専門員の居宅訪問頻度等：利用者側に特に事情のない限り、少なくとも月1回は利用者の居宅を訪問して面接をするとともに、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録する。

2（利用料その他の費用の額）

①指定居宅介護支援事業を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

②交通費については、通常の事業の実施地域（第7条に規定された地域）を越える場合については下記の交通費を実費の範囲で受け取るものとする。

- ・実施地域を越えた地点から、片道おおむね10km以上の場合は1km増すごとに100円
- ・公共交通機関及びタクシーを利用した場合はその実費

③前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明して同意を得るものとする。

(通常の事業の範囲)

第7条 通常の事業の範囲は、
明石市

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第9条 居宅介護支援事業の社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究研修の機会を設け、又業務体制を整備する。

- 2 本事業の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 本事業の従事者であった職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約に明記する。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 三幸福社会と理事長との協議に基づき定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成15年9月1日から第4条(2)(3)、第6条1項12号・2項3号を変更して施行する。
3. この規程は、平成18年4月1日から第6条1項12号を変更して施行する。
4. この規程は、平成18年12月1日から第5条(2)を変更して施行する。
5. この規程は、平成19年7月1日から第6条2項2号、第7条1項を変更して施行する。
6. この規程は、平成23年5月21日から第3条(2)を変更して施行する。
7. この規程は、令和5年1月1日から第4条を変更し、第8条を追加して施行する。